

## 田辺市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、田辺市立図書館（以下「図書館」という。）における雑誌の種類を増やし、もって図書館サービスの向上を図るため、図書館雑誌スポンサー制度の実施に関して、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「図書館雑誌スポンサー制度」とは、雑誌を購入し図書館へ提供する者（以下「雑誌スポンサー」という。）と図書館との間で確認する雑誌スポンサー実施確認書に基づき、図書館が提供された雑誌にカバーを付し、これに当該雑誌スポンサーの広告等を掲載した上で、当該雑誌を図書館利用者に供する制度をいう。

### (雑誌の種類)

第3条 雑誌スポンサーは、原則として図書館が選定又は承認した雑誌の中から提供を希望する雑誌を選択するものとする。

### (雑誌スポンサーの要件)

第4条 雑誌スポンサーになることができる者は、企業、商店、団体又は個人とする。ただし、次のいずれかに該当する者は、雑誌スポンサーとなることができないこととする。また、既に雑誌スポンサーとなっている者が、次のいずれかに該当することとなった場合も同様とする。

- (1) 法令に違反している者又はそのおそれがあると認められる者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を営む者
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業を営む者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始決定を受けた者
- (5) その事業を営むに当たり官公署の免許、許可等を必要とする場合に、その免許又は許可等を受けていない者
- (6) 広告主（団体にあつては代表者を含む。）の行う事業又は行為が社会的批判、指弾の対象となっている者
- (7) 市税を滞納している者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーとすることが適当でないと図書館長が認める者

### (広告掲載しない広告の基準)

第5条 広告掲載しない広告の基準は、田辺市有料広告掲載要綱第3条各号及び

雑誌スポンサー募集要項の3のいずれかに該当するものとする。

(雑誌の提供及び広告掲載期間)

第6条 雑誌の提供及び広告を掲載する期間は、雑誌スポンサー実施確認書で確認した期間とする。

(雑誌スポンサーの募集)

第7条 雑誌スポンサーの募集方法は、図書館長が別に定める。

(費用負担及び雑誌の納入)

第8条 雑誌購入に係る費用は、送料を含み、その全額を雑誌スポンサーが負担する。

2 雑誌は、書店等から直接、図書館へ納入されるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。